

国立大学法人大阪大学旅費規則等改正の概要

改正の背景

- ◇ 平成22年10月に発足した一元化センター(旅費・謝金チーム)の更なる効率化
- ◇ 合わせて旅行者の利便性の向上、旅費の効率的執行、不正防止の強化を推進
- ◇ これらの課題に取り組むため、旅費計算及びチケット手配の業務委託の導入



- ◆ 業務委託の導入のために必要な、旅費規則及び旅費支給要領の改正の実施
- ◆ 同時に旅費支給の実情に合わせた旅費規則及び旅費支給要領の改正を実施

改正の概要

- ① 旅費受領に伴う旅費の一部を業務委託業者に支払い可能とするための改正
 - ・ 現行規則等では旅費は旅行をする者に対し支払うこととされている。
 - ・ 旅費規則等の改正により、本学が委託契約した業者にのみ、代金として支払うことを可能とする。
- ② 旅費支給の不正防止及び手続きの簡素化のための改正
 - ・ ①の改正により、業務委託業者に手配したチケット等の代金については、業者に直接支払うため、旅行事実の確認等が大学と委託業者間で可能となる。
 - ・ このため、旅費規則等の改正により、現在、旅行事実の確認のため及び、現に支払った料金の額を証するために求めている証拠書類の提出を不要とする。
- ③ 旅費支給業務の実情に合わせるための改正
 - ・ 現行の旅費規則等に明記されていない等の事情により、別途、運用上のルールを設けているものについて、現状に合わせて旅費規則等の改正を行う。

改正による主な変更点

(1) 旅費の受領及び業務委託業者への支払いを明確化するもの

- 旅費規則 第5条第1項、旅費支給要領 第22条第1項

(2) 旅費支給の不正防止及び手続きの簡素化を目的とするもの

- 旅費支給要領 第22条第2項

(3) 旅費支給業務の実情に合わせる主なもの

- ◎ キャンパス間移動において交通費が高額となる中之島地区を除外し、移動における交通費を一律850円から片道あたり425円の支給に改める。
 - 旅費支給要領 第2条第2項
- ◎ 国内旅行において航空機、船舶、バス、レンタカー、タクシー、パック旅行を利用した場合に必要な書類等を明確化する。
 - 旅費支給要領 第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第4項、第7条第5項
- ◎ 外国旅行における交通費及び旅行雑費の支給に必要な書類等を明確化する。
 - 旅費支給要領 第12条第2項、第14条第1項及び第2項
- ◎ 旅費支給に必要な書類を提出しない場合は、旅費の支給を受けることができないことを明確化する。
 - 旅費支給要領 第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第4項、第7条第5項第8条第1項及び第2項、第10条第2項、第12条第2項、第14条第1項及び第2項